

第6章 雑則

(保護者の協力)

第18条 保護者は、定款を遵守し各大会、練習試合、練習、その他の本団体の活動に対し献身的に協力する。

(賠償責任)

第19条 本団体は、所属する全てのものがその目的を行なうに付いて故意または、過失によって受けた人的、物的損害に対し、これを賠償する責を負わない。

(指導者)

第20条 選手に対し指導者とは、代表、監督、コーチ、マネージャー、保護者会長をいう。保護者は、チームに対し指導はできない。但し、代表、監督、保護者会長が協議した上で承認した者(内外問わず)は、一部指導が出来る。

細則

第21条 本規定の施行に関する細則は、役員会の決議を以って定める。また上記規約に定めるもののほか、本団体の運営に関し必要な事項は、役員会で別に定めることが出来る。

附則

平成 9年4月1日改正

平成 22年4月1日改正